別記様式第４号（第９条関係）

建築設備工事監理状況調書

（地階を除く３以上の階数を有する建築物で延べ面積５００㎡を超えるものを除く。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確　　認　　項　　目 | | | 添付書類 |
| 共通 | １ | 敷地内外の給排水設備の接続が完了している。 |  |
| ２ | 建築基準法施行令第９条等の関係規定（水道法、下水道法、ガス事業法等）については、所管官庁届等により確認した。 |  |
| 給排水設備 | １ | 給排水管、通気管等が規定の材質で施工されている。 | 写真 |
| ２ | 雨水排水立て管は、汚水排水管、通気管と兼用し、又は、これらの管と連結していない。 |  |
| ３ | 排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。 |  |
| ４ | 流し器具、洗面器具、浴槽の床排水等に規定の排水トラップが設けられている。 | 写真 |
| ５ | 合併処理浄化槽が申請どおりに設けられている。（※工事中及び型式番号がわかる写真を撮ること。） | 写真 |
| ６ | 合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が漏水していない。 | 写真・データ |
| ７ | 駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。 | 写真 |
| ８ | 厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。 | 写真 |
| 換気設備 | １ | 換気設備は保守点検に支障がない位置にある。 |  |
| ２ | 火気使用室に規定の給気（ガラリ等）と排気設備が設けられている。 | 写真・データ |
| ３ | 排気ダクトが規定の材質で施工されている。 |  |
| ４ | 居室には当該床面積の１／２０以上の開口部又は規定の機械換気設備が設けられている。 | 機械換気データ |
| ５ | シックハウス対策の機械換気設備が規定どおりに施工されている。 | 写真・データ |
| ６ | 密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒（煙突）には防火ダンパーが取り付けられていない。 |  |
| その他 | １ | 外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられた換気設備の開口部に防火設備（ＦＤ等）が設けられている。 | 写真 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注

１ 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

２ 合併処理浄化槽及びくみ取り便所の便槽は、漏水試験結果（２４時間）のデータを添付してください。

３ 機械換気は、室ごとに、給気の方法、排気については法定風量（㎥／ｈ）に対する実測風量（㎥／ｈ）を記入した一覧表にして添付してください。なお、換気風量については、換気扇の性能で確認できる場合は、実測に代えて換気扇の性能図を添付してもよいこととします。

４ 施工写真で同じ施工方法によるものは、代表する写真を添付してください。

５ 項目に記載がない建築設備（排煙設備、非常用の照明装置等）がありましたら、その他の欄に記入し、照度データ等を添付してください。